

## 建設工事最低制限価格算出要領

平成23年 3月 9日	告示第87号
平成24年 5月15日一部改正	告示第254号
平成25年 6月12日一部改正	告示第266号
平成26年 3月31日一部改正	告示第130号
平成28年 4月27日一部改正	告示第252号
平成29年 4月27日一部改正	告示第229号
平成30年 3月29日一部改正	告示第113号

(趣旨)

第1条 この要領は、建設工事に係る契約の適正な履行の確保を図るため、地方自治法施行令第167条の10第2項の規定に基づいて設定する最低制限価の算出方法等について必要な事項を定める。

(最低制限価格の算出方法)

第2条 最低制限価格の算出方法は、当該工事の予定価格算出の基礎とした設計書等に基づき次に掲げる算式により算出した額に100分の108を乗じて得た額とする。ただし、その額が予定価格に10分の9を乗じて得た額を超える場合は当該予定価格に10分の9を乗じて得た額とし、予定価格に10分の7を乗じて得た額に満たない場合は当該予定価格に10分の7を乗じて得た額とする。

$$\begin{aligned} & (\text{直接工事費} \times 97\% + \text{共通仮設費} \times 90\% + \text{現場管理費} \times 90\% + \text{一般管理費} \times 55\%) \\ & + \text{予定価格} \times 0.5\% \text{以内の額} \end{aligned}$$

※ 計算により算出された税抜き最低制限価格理論額（カッコ内の計算額を千円未満切り上げ）に予定価格設定者が、予定価格（税抜き）の0.5%以内の額を任意で加算できるものとする。

2 一般土木工事等とは異なる特殊な積算体系を有する工事については、別に定める建設工事最低制限価格算出要領及び低入札価格調査実施要領の運用についてにより区分するものとする。

3 前2項の規定にかかわらず、特別な工事については、10分の9から10分の7までの範囲内の割合を予定価格に乗じて得た額を最低制限価格とすることができる。

附 則

この要領は、平成23年4月1日から施行し、同日以降に公告又は通知する入札から適用する。

最低制限価格算出要領（平成21年6月10日決裁）は、平成23年4月1日廃止する。

附 則

この要領は、平成24年6月1日から施行し、同日以降に公告又は通知する入札から適用する。

附 則

この要領は、平成25年7月1日から施行し、同日以降に公告又は通知する入札から適用する。

附 則

この要領は、平成26年4月1日から施行し、同日以降に公告又は通知する入札から適用する。

附 則

この要領は、平成28年5月1日から施行し、同日以降に公告又は通知する入札から適用する。

附 則

この要領は、平成29年5月1日から施行し、同日以降に公告又は通知する入札から適用する。

附 則

この要領は、平成30年4月1日から施行し、同日以降に公告又は通知する入札から適用する。